

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 21 年 9 月 9 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

### 記

#### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

①市教育委員会が出した懲戒免職処分の違法性が争われ、本年 7 月 1 日に大阪地裁が取消判決を出した裁判（以下「本件裁判」という。）に係る平成 21 年 2 月 6 日に支出された市教育委員会関係者の弁護士着手金（1,000,000 円）、②本件裁判の判決を不服として、教育長が大阪高裁へした不当控訴に伴い、今後相当な確実性をもって支出が予定される争訟事務報奨金、③市教育委員会が敗訴した場合に原告に支払いが予定されるその他の支出に権限をもって係わった職員に対し、その返還を求める。

本件裁判は、大阪地裁が、免職処分が違法であるとして取り消した。また、この取消判決に対する教育長の控訴は、個人・団体の要請書や教職員組合の団体交渉の申入れを無視して、教育長の独断で行われた不当控訴である。

したがって、今回の免職処分及び控訴は、違法・不当な公金支出に該当する。

なお、この控訴は、大阪地裁の判決は全国的な酒気帯び運転に係る判決のながれを踏襲したものであること、同様の懲戒指針をもつ大阪府において酒気帯び運転で原則免職の運用を改め、停職処分を選択したこと、市の他の部局では飲酒ひき逃げ事件以外は停職処分が選択されていること、最高裁でも公務員の酒気帯び運転に対して免職処分は

過酷すぎるとする判例（平成19年7月12日）が先例であること、などから棄却になることも十分予測される中での不当控訴である。勝ち目のない今回の控訴に伴う支出は不当な公金支出といわざるを得ない。

懲戒免職処分に係わった職員に、市に与えた損害を返還し、市の損害を拡大しないために控訴を取り下げ、自主的解決を図ることを求める。

## 2 地方自治法第242条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

しかしながら、本件請求においては、請求人の主張は、「大阪地裁が、免職処分が違法であるとして取り消した」、「取消判決に対する教育長の控訴は、教育長の独断で行われた不当控訴である」などにみられるように、教育委員会による懲戒免職処分や当該処分に係る訴訟の控訴提起を専ら違法不当として問題とするにとどまっており、もとより免職処分や控訴自体は、当然のことながら財務的処理を直接の目的とする法所定の当該行為等ではなく、また、請求人自らが請求の対象と主張する弁護士着手金の支出等は、免職処分や控訴とは行為主体も異なる別個独立した行為であって、請求人の主張は、本来摘示すべき当該行為等に固有の違法不当性に係る主張でもないことは明らかである。

そうすると、本件請求は、法第242条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。